



秋晴れの心地よい季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 改正労働安全衛生法Q&A集を公表(厚生労働省)

9月1日、厚生労働省は改正労働安全衛生法Q&A集を公表した。改正労働安全衛生法の総論及び化学物質管理の在り方の見直し等についてのQ&Aが記載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000056064.pdf>

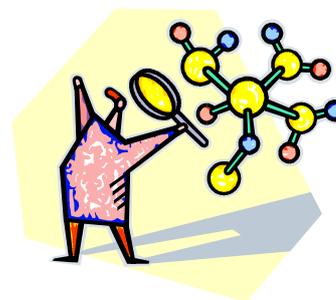
② GHS混合物分類判定システム(平成25年度版)を公開(経済産業省)

9月3日、経済産業省は事業者による混合物のGHS分類の実施を支援することを目的に作成された、GHS混合物分類判定システム(分類ツール)を公開した。このシステムは、国連GHS文書改訂4版、JIS Z7252:2014、及びGHS分類ガイダンスの内容に基づいた製品のGHS分類判定、ラベル要素の出力等に対応した機能を備えている。 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html

③ 労働安全衛生の改正政省令(厚生労働省)

9月17日、厚生労働省はジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)及びクロロホルムほか9物質(四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン)に係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的として、労働安全衛生の改正政令及び省令を公布した。これらの改正政省令は、平成26年11月1日から施行、適用される。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>



海外動向

① 工業用ナノ材料の規制制度に関するアンケート報告(OECD)

9月4日、OECDは工業用ナノ材料の規制制度(2010-2011)に関するアンケート報告を公表した。規制の最新情報、ナノ材料の定義及び法的アプローチ、規制のチャレンジ、協力の機会の4項目について記載されている。

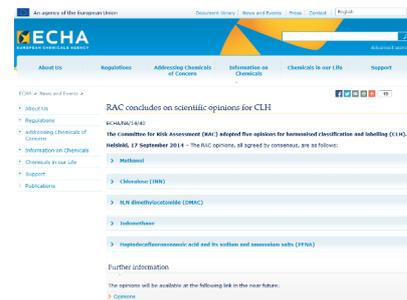
<http://www.oecd.org/science/nanosafety/publicationsintheseriesonthesafetyofmanufacturednanomaterials.htm>

② 5物質の調和分類に合意(欧州化学品庁:ECHA)

9月17日、ECHAリスクアセスメント専門委員会(RAC)は5物質の調和分類・表示(CLH)案に合意した。5つの化学物質は以下のとおり。調和分類案は以下のサイトを参照。

- Methanol
- Chloralose
- N,N dimethylacetamide (DMAC)
- Iodomethane
- Heptadecafluorononanoic acid and its sodium and ammonium salts (PFNA)

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/rac-concludes-on-scientific-opinions-for-c-1



③ 高懸念物質(SVHC)の16用途に関する意見を公表(欧州化学品庁:ECHA)

9月17日、ECHAリスクアセスメント専門委員会(RAC)及び社会経済分析専門委員会(SEAC)は、以下の高懸念物質(SVHC)4物質について、申請された16用途の認可を支持する意見を公表した。

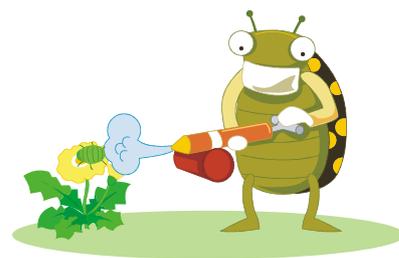
- Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)
- Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP) (in recycle)
- Dibutyl phthalate (DBP)
- Diarsenic trioxide

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-committees-support-16-uses-of-substances-of-very-high-concern

特集 ③⑧ :EUのバイオサイド規則について

今月号はEUのバイオサイド規則について紹介します。

EUにおける殺生物性製品については殺虫剤等の消費者製品を含めバイオサイド規則によって規制されています。バイオサイド規則の所管は欧州化学品庁(ECHA)であり、新規及び既存の活性物質の評価等を行います。バイオサイド規則における殺生物性製品の定義は、以下の通りです。



- ・使用者に提供される形態において、物理的又は機械的以外の方法で有害生物を駆除、抑制、無害化、活動の阻害又は防除効果を与える目的で、1つ以上の活性物質を構成、含有、生成する物質又は混合物。
- ・使用者に提供される形態において、物理的又は機械的以外の方法で有害生物を駆除、抑制、無害化、活動の阻害又は防除効果を与える目的で、そのものとしては前項に該当しない物質又は混合物から生成された物質又は混合物。
- ・主たる殺生物性の機能(primary biocidal function)を有する「処理された成形品」(一つ以上の殺生物性製品で処理された、又は意図的に一つ以上の殺生物性製品を組み入れた物質、混合物又は製品)。

CERIのお勧め紹介④:

「化学物質の有害性情報等のデータベース - NITE -」

5月号よりCERI職員のお勧めの図書、ツール、情報を連載でお伝えしています。

今回は独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が公開している化学物質総合情報提供システム(CHRIP: Chemical Risk Information Platform)についてご紹介します。すでにご存知の方も多いと思いますが、私は、化学物質の情報調査といえば、まず、このサイトを見ます(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)。

とても重宝しています。(担当:馬野)



お知らせ

①「米国向けGHS対応ラベル・SDS作成」セミナーの開催

平成26年11月6日(木)、東京・大井町きゅりあんににおいて開催されるセミナー「米国向けGHSラベル・SDS作成」にて吉川職員及び石井が職員が講師を務めます。詳細についてはホームページを参照ください。また、優待がありますので参加ご希望の方はご連絡ください。

http://www.johokiko.co.jp/seminar_medical/AA141168.php

なお、先月号でお知らせした10月22日(水)、大田区産業プラザにおいて開催されるセミナー「GHS分類の理解～SDS及びラベルの作成・活用」についても申込み受付中です。 http://www.johokiko.co.jp/seminar_medical/AA141039.php

② 作業環境における化学物質のリスクアセスメントを支援します

労働安全衛生法の改正に伴う、作業環境における化学物質のリスクアセスメントを支援します。

http://www.cerij.or.jp/topics/topics_file/topics_file_0_20140905001.pdf

ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル7F

安全性評価技術研究所 研究第二部

Tel: 03-5804-6135 (担当者:宮地、窪田、石井(聡))

URL: <http://www.cerij.or.jp> Email: cac-reach@cerij.jp